平成２２年（フ）第６８８号
群馬県前橋市粕川町西田面106番地４
破産者　竹中　　豊
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５１９号
埼玉県熊谷市下奈良773番地10　県営熊谷下奈良団地１―111
破産者　長井徳太郎
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３号
埼玉県熊谷市大原１丁目２番14―３号
破産者　長井　裕之
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４号
埼玉県熊谷市大原１丁目２番14―３号
破産者　長井みつ代
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３９４４号
札幌市南区石山２条２丁目５番26号　サテライト22―202号
破産者　島　　真一
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８５号
北海道小樽市朝里４丁目416番地１
破産者　モハメッド・エルタフ（MOHAMMAD　ALTAF）
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第８０号
岩手県大船渡市三陸町綾里字白浜89番地９
破産者　熊谷　正幹
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第９８７号
宮城県塩竈市花立町１番37号　シティフローラル101号
破産者　金野　和也
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６１号
茨城県神栖市波崎8349番地２、住民票上の住所茨城県神栖市波崎654番地９
破産者　遠藤　正保
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２０年（フ）第２１９号
茨城県古河市前林2185番地
破産者　藤田　孝義
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第６７５号
群馬県前橋市東大室町637番地
破産者　山口　克巳
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１８８号
横浜市港南区東永谷３丁目49番18号
破産者　雨宮　武司
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８９号
横浜市港南区東永谷３丁目49番18号
破産者　雨宮　正子
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８９号
横浜市泉区和泉町5308番地６　ルミエールA202
破産者　西田　智朗
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４１号
横浜市南区白妙町３丁目34番地18　パーク・ノヴァ横浜阪東橋弐番館801
破産者　岩坂　謙司
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８６号
静岡市葵区柳町115番地の１
破産者　長田　　真
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６７７号
名古屋市名東区高針１丁目709番地　ボンエトワール702号
破産者　磯部　知成
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８０７号
愛知県瀬戸市八幡台６丁目107番地
破産者　太田　亜衣（旧姓平野）
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５５４号
名古屋市北区川中町22番９号　シャトー川中101号、開始決定時の住所名古屋市北区中切町２丁目36番地
破産者　パティスリーカルディナールこと　宮本　時典
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部